

諮問日：平成30年12月13日（平成30年度（最情）諮問第70号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（最情）答申第19号）

件名：特定の分限事件に関して提出された委任状の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の分限事件に関して提出された委任状（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官に対する懲戒権の発動としての分限裁判は、司法行政上の監督権の行使に該当するといえる。本件開示申出文書は司法行政上の監督権の行使に関する文書として、司法行政文書の開示手続の対象となる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書である委任状は、分限事件の裁判手続に関して提出された文書として分限裁判記録に編綴されており、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらないから、司法行政文書の開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年4月19日 審議
- ④ 令和元年5月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

本件開示申出文書について検討すると、憲法78条は「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」と、裁判所法49条は「裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される」とそれぞれ規定しており、これらの規定を受けて、裁判官分限法及びこれに基づく裁判官の分限事件手続規則が裁判官の懲戒に関する事件の裁判管轄や手続について規定していることからすれば、本件開示申出文書は裁判事務に関する文書と解される。

苦情申出人は、裁判官に対する分限裁判は司法行政上の監督権の行使に当たる旨を主張するが、上記の法律や規則に照らし、採用できない。

したがって、本件開示申出文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人